

提携紹介制度による優待特典・割引 ~ご利用の手順~

(優待特典・割引を受けられるまでの流れ)

ご検討を開始されたら…

まず、日本会計士学館にご連絡をください。

初回のご訪問時には、弊社が発行する「ご紹介カード」のご提示により提携紹介制度適用のお申し出が必要です。

またご来場アンケートには、「**日本会計士学館**」からの紹介とご記入ください。

- ※提携会社によって、若干流れが違う場合がございますので、必ず提携会社に接触する前に日本会計士学館にご連絡ください。
- ※初回のご訪問時に「ご紹介カード」のご提示がなく、既にご商談の場合は優待特典・割引の対象となりませんのでご注意ください。

優待特典・割引を受けるには…

必ず「ご紹介カード」が必要となります。

初回のご訪問時に「ご紹介カード」をお客さまからご提出いただきます。

〈基本書式〉

紙で発行する書式です。
弊社が発行し、
郵送でお届けしますので、
余裕を持ってご申請をお願いします。



〈WEB書式〉

住まいの紹介優待サイト経由で
発行する書式です。
ワンクリックで
簡単に発行できます。



⚠ 重要 相談・紹介サービス会社※をご利用の場合は割引対象外となります。

相談・紹介サービス会社で不動産会社や物件の紹介を希望すると、提携紹介制度の割引特典等が一切受けられなくなる場合がありますのでご注意ください。

【※相談・紹介サービス会社 一例】
リクルート：「スーモカウンター」
LIFULL：「HOME'S 住まいの窓口」
東急電鉄：「住まいと暮らしのコンシェルジュ」
ホームプロ：「ホームプロ(リフォーム会社紹介サイト)」

基本的流れ

初回ご訪問までに「ご紹介カード」をご用意

ご紹介カードの発行依頼をしても、必ず申込・契約をしなければならないことはございません。

